

別紙

1 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、高知県内に本店または営業所を有する法人又は本公告の日から過去3年以内に本公告物件に高知市から許可を受けて自動販売機を設置していた団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは当該入札に参加する資格を有しない。また、契約締結時においても同様とする。

落札者の決定は、第一、第二、第三、第四グループについては、グループごとに「取り抜け方式」とする。第一グループ（1号～2号物件）、第二グループ（3号～4号物件）、第三グループ（5号～6号物件）、第四グループ（7号～8号物件）については、入札を希望する物件が含まれているグループ内の物件全てに入札書の提出を必要とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業の実体が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者
- (3) 公告日から契約締結までの間、次の事項のいずれにも該当しないこと。該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても同様とする。
 - ア 高知市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 高知市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 高知市が実施する入札において、落札者が高知市と契約を締結すること又は高知市との契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、高知市が監督又は検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく高知市との契約を履行しなかったとき。
- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）
- (5) 公告日から契約締結までの間に高知市から一般競争（指名競争）入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する処分及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定後又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定後に新たに高知市の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (8) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 高知市から直接に若しくは第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産を排除措置対象者の活動の用に供した又は活動の用に供する目的で第三者に譲渡、交換、貸付け等を行った者
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、役員その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (9) 3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んだ実績を有しない者
- (10) 自動販売機の設置運営に係る免許が必要な場合、免許を取得していない者
- (11) 市町村税、県税及び国税の滞納がある者
- (12) 本公告の日から過去3年以内に、高知市が実施した自動販売機設置場所貸付の一般競争入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者又は自己の都合により契約を解約した者

2 設置に当たっての条件

物件ごとの条件については、物件調書を確認すること。

(1) 市有施設への飲料用自動販売機設置の権原

地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の一部貸付け

(2) 貸付けの種類

土地においては土地賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けない。）

建物内においては建物賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けない。）

(3) 用途の指定

自動販売機、使用済容器回収ボックス及び電力引込設備（電柱等）を設置し、商品の販売を行うこと。

(4) 販売品目及び販売価格

ア アルコール飲料を除く飲料及びアイスクリームとする。

イ 標準小売価格（定価）を上回らないこと。

ウ 販売品目が缶・ペットボトルのみを販売する自動販売機については、高知県内産飲料を自動販売機一台につき一種類以上含むこと。高知県内産飲料については、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われているもの。

(イ) 商品の主要な原材料が高知県産であって、高知県外の事業者により製造又は加工された商品の場合には、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

(ウ) 商品の主要な原材料が高知県産でないが、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。

(5) 設置及び撤去

ア 設置及び撤去は、本件入札における契約者（以下「設置者」という。）の負担により行うこと。設置に当たり、安全性に配慮するとともに、転倒防止策を講じること。

また、作業日時の調整については、事前に各物件調書に記載のある所管課（以下「所管課」という。）と調整すること。

イ 各物件調書に示した設置場所の面積には、原則として放熱スペース及び使用済容器回収ボックス部分を含む。また、商品補充、メンテナンスのための扉開閉などの際に、設置を予定している機種で支障をきたさないよう設置場所を確認すること。

(6) 自動販売機の維持管理

ア 設置者は、自動販売機の管理に関する届出書を提出することとし、在庫管理、商品の補充、周辺環境美化、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション等自動販売機の管理運営に関することについては、原則設置者が行うこと。ただし、委託を行う場合は、その旨届出書に記載すること。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

ウ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 自動販売機の売上実績について、月毎の売上本数を年度終了後すみやかに報告すること。

(7) 使用済容器回収ボックス及び電力引込設備（電柱等）の設置

貸付面積範囲内に使用済容器回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。ただし、他の自動販売機と隣接している場合は、環境美化の観点から問題がない場合に限り、設置者間で協議の上、共同の使用済容器回収ボックスを設置することができる。また、屋外に自動販売機を設置する場合は、貸付範囲内に電力引込設備（電柱等）の設置をすること。ただし、既に設置されている電力引込設備（電柱等）の引き継ぎ等を行う場合は事業者間で行い、その旨を市に届出すること。

(8) 災害時における飲料用自動販売機内の販売品の無償提供

ア 地震、台風等の災害時に飲料用自動販売機内の販売品を無償提供することについて、高知市と「災害時における救援物資提供に関する協定書」により協定を締結すること。ただし、高知市総合体育館内に設置する自動販売機（缶・ペットボトル）のみとする。

イ 自動販売機の無償提供機能の種別は問わない。

(9) 装飾及びユニバーサルデザイン等

ア 自動販売機の装飾は、華美なものは避け、設置場所に配慮したものとする。

イ 高知市総合体育館内に設置する自動販売機には、現金投入口及びつり銭返却口に受け皿を設けること。ただし、第五グループ9号物件の高知市総合体育館1階喫茶コーナー東側・南⑰（缶・ペット）及び11号物件の同体育館1階喫茶コーナー東側・北⑱の自動販売機については、ユニバーサルデザイン（商品選択ボタンが低い位置にもある等）とすること。

(10) 環境への配慮

自動販売機は、消費電力の低減に資する技術を導入した機種とすること。

また、使用済容器回収ボックスについては、異物削減効果のある新機能リサイクルボックスを推奨する。

(11) 転倒防止措置

ア 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（全国清涼飲料自販機協議会作成）を遵守し転倒防止策を講じること。

イ 転倒防止板は、貸付範囲内に設置すること。ただし、施設の躯体に対して影響を及ぼす可能性があるアンカー等による固定は、原則として認めない。

(12) 衛生管理

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

(13) 貸付物件の権利設定及び譲渡の禁止

当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできない。

(14) その他

ア 自動販売機設置のために、土地の整備や設備・工作物・仮設建物等の設置又は既設工作物等の撤去を行う場合、それに係る費用は設置者において負担するものとする。

イ 自動販売機設置のために、歩道の切下げ、植栽・車止めの移動又は撤去等が必要と判断される場合、道路管理者への申請等諸手続及び施工は、設置者の責任において行うものとする。また、これらに係る費用は、設置者において負担するものとする。

ウ 設置者は、自動販売機の設置及び商品の補充時等、自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

3 契約に関する事項

(1) 貸付期間

ア 貸付期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。（5年間）

イ 原則として、期間の更新や延長は認めない。

(2) 貸付料

ア 貸付料の額

(ア) 入札は、貸付期間の総額をもって行い、高知市が落札者として決定した者が提示した入札価格をもって貸付期間内の貸付料とする。なお、建物内(屋内)に設置する場合においては、入札価格(税抜き)に100分の110を乗じて得た額を貸付期間内の貸付料とする。

(イ) 落札者が、契約締結時までに提出する自動販売機入札金額内訳書の各施設の金額(税抜き)は、各々の予定価格以上とすること。

イ 貸付料の支払

貸付料の支払は、毎年度高知市が交付する納入通知書に基づき、高知市が指定する支払期限までに支払うこと。

年間貸付料は、貸付期間内の貸付料を均等割して算出する。ただし、端数が生じた場合は、初年度に加算する。

ウ 貸付料の返還

既納の貸付料は、返還しない。ただし、高知市の事情により契約解除した場合は、その全部または一部を返還することができる。

エ 遅延利息

設置者が貸付料を支払期限までに支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年14.6パーセントの利率で計算した遅延利息を徴収するものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 契約保証金

ア 設置者は、契約保証金として貸付期間内の貸付料の100分の10以上に相当する金額を高知市が交付する納入通知書に基づき、貸借契約締結時に支払うこと。

イ 契約保証金は、貸付料又は遅延利息の支払を遅延した場合においてこれを充当するほか、本契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

ウ 契約保証金には、利息を付さない。

エ 設置者が本件物件を原状回復し、高知市への引渡しの手続きが完了した後、高知市は、設置者からの請求に基づき、貸付料又は遅延利息等損害金を控除後の高知市が認定した額をもって契約保証金を返還する。なお、返還には日数を要する。

オ 契約保証金から貸付料又は遅延利息等損害金を控除後、なお、貸付料の未払、損害賠償その他高知市に対して負担すべき債務があるときは、高知市は、設置者に対し当該債務の額を請求することができる。

(4) 電気料金及び水道料金

ア 設置者は、設置した自動販売機の電気使用量に応じて電気料金を負担すること。電気使用量を計るため、子メーターの設置を貸付面積範囲内で行い、高知市は、子メーターで計量した電気使用量に基づき、電気料金を算定し、設置者に請求を行う。ただし、高知市総合運動場、城ノ平運動公園、針木運動公園、土佐山運動広場に設置した自動販売機の電気料金については、当該施設の指定管理者が、子メーターで計量した電気使用量に基づき、電気料金を算定し、設置者に請求を行う。

イ 設置者は、カップ式飲料用自動販売機を設置する場合には、水道使用量に応じて水道料金を負担し、水道使用量を計測するため、子メーターの設置を貸付面積範囲内で行うこと。高知市又は当該施設の指定管理者が、子メーターで計測した水道使用量に基づき、水道料金を算定し、設置者に請求を行う。

ウ 設置者は毎年3月末日に所管課又は指定管理者職員立合いのもと電気及び水道の子メーターを確認して、翌月10日までに高知市に書類で報告すること。

エ 春野グラウンド設置する自動販売機の電気料金については、設置者が電力会社と直接契約を行い支払うこと。

(5) 契約の解除

設置者が次の各号に該当するときは、契約期間中であっても本契約を解除することができるものとする。なお、イからカに掲げる各号により契約を解除した場合において、高知市に損害が生じたときは、設置者は損害を賠償しなければならない。

ア 高知市又は国若しくは他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件物件を必要とするとき。

イ 貸付期間開始日から1か月を過ぎても使用目的に供しないとき。

ウ 設置者が、貸付料を高知市が指定する支払期限後3か月以上経過してなお支払わないとき。

エ 設置者が、入札参加者の資格を失ったとき。

オ 設置者が、本公告及び契約の条項に違反したとき。

カ イからオに掲げるもののほか、設置者に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき又は正当な自由が生じたとき。

(6) 契約の解約

(5)の規定にかかわらず、合理的な理由がある場合においては、高知市及び設置者は協議の上、合意により貸付期間中であっても本契約を解約することができる。ただし、高知市に損害が生じた場合は、設置者は損害を賠償しなければならない。

(7) 原状回復義務

ア 貸付期間の満了又は契約の解除等になるときは、期間満了までに、設置者の負担において、原状回復しなければならない。ただし、高知市が承認した場合はこの限りではない。

イ 貸付期間の満了日又は高知市が定める期日までに本件物件を返還しなかった場合、設置者は、本件物件を原状回復した状態にして高知市に返還した日までの期間について、年額貸付料に基づき年365日による日割計算又は閏年においては年366日による日割計算により算出した額の2倍に相当する金額を高知市に支払うものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、高知市職員が実地調査又は報告を求めた場合、設置者は協力しなければならない。

5 質疑

(1) 受付期間

公告日から令和7年10月20日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質疑（書類の記載方法等簡易なものを除く。）は、質疑書（様式第2号）に質問事項を記載の上、高知市役所スポーツ振興課まで電子メール又はFAXを送付すること。なお、送信後、提出者は、13の電話番号へ書類到達の確認をすること。

(3) 回答方法

令和7年10月27日（月）に全質疑応答をホームページに掲載する。

6 入札参加申込み

(1) 受付場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所本庁舎3階 スポーツ振興課

(2) 受付期間

令和7年10月9日（木）から令和7年11月4日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法

別図「入札参加申込み封筒」に示す方法により封かんした書類を持参（土曜日、日曜日、祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く）又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送の場合は8の(3)の宛先に送付すること。

(4) 申込必要書類

① 高知県内に本店または営業所を有する法人の場合

高知市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、ア、ケ、コ以外は省略することができる。ただし、高知県外に本店を有する法人で高知県内の営業所を委任先として同入札参加資格者名簿に登載されていない場合、ウ、エは省略できない。

- ア 入札参加申込書(様式第1号の1による)
- イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ウ 市町村税の滞納のないことの証明書
高知県内の本店または営業所の所在地の市町村が発行する証明書
- エ 県税の滞納のないことの証明書
高知県が発行する証明書
- オ 国税に未納税額のない証明書
証明書の種類【その3】法人税, 消費税及び地方消費税, 源泉所得税及び復興特別所得税
- カ 3年以上営業している実績証明書(自動販売機設置に係る契約書の写し等)
- キ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式第3号による)
- ク 法令等の規定により許認可等を要する場合, 許認可等の免許証の写し
- ケ 高知県産飲料であることの証明書(様式第4号による)
- コ 設置する自動販売機の仕様がわかる資料
- サ 委任状(営業所への委任事項がある場合のみ添付)(様式第5号)
- シ その他
 - (ア) 共有名義での申込みは, 認めない。
 - (イ) イからオまでの書類は, 公告日から遡って3か月以内の発行のものとし, 写し可とする。
 - (ウ) 提出書類等は, 一切返却できない。
 - (エ) コは数種類の自動販売機が掲載されている場合, 設置を予定する自動販売機の掲載箇所にその旨を記載すること。
 - (オ) アには, 入札を希望する物件番号を記入すること。

② 本公告の日から過去3年以内に本公告物件に高知市から許可を受けて自動販売機を設置していた団体の場合

- ア 入札参加申込書(様式第1号の2による)
- イ 住民票
- ウ 市町村税の滞納のないことの証明書
所在地の市町村が発行する証明書
- エ 県税の滞納のないことの証明書
高知県が発行する証明書
- オ 国税に未納税額のない証明書
証明書の種類【その3】申告所得税及び復興特別所得税, 消費税及び地方消費税, 源泉所得税及び復興特別所得税
- カ 団体の規約
- キ 構成員名簿
- ク 高知市から本公告の日から過去3年以内に本公告物件の許可を受けて自動販売機の設置を行ったことがわかる資料(当該契約書の写し等)
- ケ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式第3号による)
- コ 法令等の規定により許認可等を要する場合, 許認可等の免許証の写し
- サ 高知県産飲料であることの証明書(様式第4号による)
- シ 設置する自動販売機の仕様がわかる資料
- ス 委任状(委任事項がある場合のみ添付)(様式第5号)
- セ その他
 - (ア) 共有名義での申込みは, 認めない。
 - (イ) イからオまでの書類は, 代表者のものを提出すること。また, 公告日から遡って3か月以内の発

行のものとし、写し可とする。

(ウ) 提出書類等は、一切返却できない。

(エ) シは数種類の自動販売機が掲載されている場合、設置を予定する自動販売機の掲載箇所にその旨を記載すること。

(オ) アには、入札を希望する物件番号を記入すること。

(カ) ケには、構成員全員の氏名を記入すること。

7 入札参加資格の審査

6により入札参加申込みを行った者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格の決定を行う。入札参加資格の通知は、資格決定をしなかった者についてのみ令和7年11月11日（火）までにFAXにより通知し、当該通知を受けなかった者は、資格決定をされたものとみなす。なお、資格決定されなかった者は、その理由について文書をもって令和7年11月18日（火）までにスポーツ振興課に説明を求めることができる。

8 入札書の提出

7により入札参加資格決定された者（以下「入札参加者」という。）は、入札書（様式第6号）を(2)に定める提出方法によって(3)に定める郵送宛先へ提出する。入札書類が(4)の提出期限までに提出されていない場合は、入札を辞退したものとみなす。

(1) 入札書の書き方

ア 入札書には、物件名(物件番号)、法人等の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記入すること。

なお、代理人を定め、委任状を提出した場合は、物件名のほかは代理人について記入すること。

イ 入札参加者の押印を省略する場合は、入札書に「本件責任者（入札者の発行部門責任者）及び本件担当者（入札書等を提出する者等。責任者と同一でも可能とする。）」の氏名（フルネーム）及び連絡先を必ず記載すること。ただし、代理入札における委任状の委任者（代表者、支店長等）の押印は省略できない。また、委任状の使用印欄に代理人使用印を押印した場合は、入札書への代理人使用印の押印を省略することはできない。

ウ 入札参加者が入札書に押印する場合は、代表者印を押印すること。

エ 入札金額は、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、金額を記入すること。

なお、入札金額には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入すること。

オ 入札書の日付は、開札日(令和7年11月26日（水）)とすること。

(2) 提出方法

入札書類は、アからウに定める方法により作成された二重封筒で郵送するものとする。郵送の方法は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。（別図「入札書封筒」参照）

ア 入札書が封筒に入れられており、かつ当該封筒（以下「内封筒」という。）が封かんされていること。

イ 内封筒が入れられた封筒の表には、案件名及び入札参加者の住所（所在地）、名称、職、氏名並びに「入札書在中」及び「親展」の文字が明記されていること。

ウ 物件ごとに入札書の内封筒に入れ、内封筒の表には、グループ及び物件番号（以下「物件名」という。）及び入札参加者の名称、職、氏名並びに「入札書」の文字を明記する。

なお、内封筒に物件名及び入札参加者の名称の記載のないものについては、開封しないものとし、当該内封筒を提出した入札参加者は、その入札を辞退したものとみなす。

(3) 郵送宛先

郵便番号 780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市役所 スポーツ振興課

(4) 提出期限

令和7年11月25日（火）（必着）

(5) その他

入札参加資格の決定を受けた者が入札を辞退しようとするときは、(4)の提出期限までに辞退届を提出すること。提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送宛先は(3)と同じとする。

9 入札執行の日時及び場所等

入札参加者は、8に定める方法によって入札書を提出することにより、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 開札

日時 令和7年11月26日（水）午前10時から順次行う。

場所 高知市本町5丁目1-45
高知市役所本庁舎3F 契約課入札室

備考 1号物件から番号の若い順に順次行う。

(2) 落札者の決定

ア 各物件の予定価格以上かつ最高の価格で入札を行った者を落札者とする。

ただし、無効である入札をしたものを除く。

イ 予定価格以上かつ最高の価格で入札した者が、入札書の押印を省略している場合は、入札書に記載された「本件責任者」及び「本件担当者」の在籍確認を行った上で、落札決定を行い、在籍確認ができなかった場合は、その入札書は無効とする。

ウ 同価格の入札をした者が2者以上あるときは、この一般競争入札の事務に関係ない高知市職員がこれらに代わってくじを引くものとする。

エ 本件入札は、グループごとに「取り抜け方式」で行うため、同一グループ内において他物件落札となった者の入札については、無効とする。ただし、同一グループ内における他物件落札により無効となった者以外に入札参加者がいない場合は、当該案件への入札意思を電話確認の上、入札意思がある場合は無効とせずに開札を行うものとする。

(3) 開札時の立会

ア この一般競争入札の事務に関係のない高知市職員の立会のもと開札するものとする。

イ 立会を希望する者は、入札日前日までに「13 問合せ先」へ連絡すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第8条の規定により免除とする。

(5) 入札の無効

ア 1に掲げる入札参加資格のない者又は入札条件に違反した者の入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において1に定める入札参加資格のない者の入札は無効とする。

ウ 同一物件の入札に対して2以上の入札書が提出されたとき。

エ 入札書が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封をされていないとき。

オ 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱（押印省略を除く。）し、又は不明なとき。

カ 入札金額を訂正しているとき。

キ 所定の入札書以外の入札書を使用して入札したとき。

ク 予定価格に達しない入札をしたとき。

ケ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。

コ その他入札の条件に違反したとき。

10 契約手続

(1) 契約期限

ア 契約締結は、令和7年12月15日（月）までに行う。

イ 特段の理由なく、契約手続を行わない場合は、落札者の決定の取り消し処分を行う。

(2) 落札者（設置者）の決定の取消し等

ア 次のいずれかに該当する場合は、賃貸借契約締結前にあつては、落札者の決定取消しを、賃貸借契約締結後にあつては契約の解除を、各々行う。

(ア) 落札者(法人等及び代表者、並びに役員)が排除措置対象者に該当することが判明したとき、又は暴力団の利益になり若しくはその恐れがあると認められる使用であることが判明した場合

(イ) 設置者が入札資格者の資格に該当しなくなったとき

(ウ) 高知市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をしたとき

イ (1)イ又は(2)アにより、落札者（設置者）の資格が取り消された場合には、当該落札者（設置者）を除いた入札参加者のうち、最高の価格で入札を行ったものを新たに落札者（設置者）とする。

(3) その他

ウ 落札者は、契約締結時まで自動販売機の管理に関する届出書（様式第7号）、自動販売機入札金額内訳書（様式第8号）及び販売予定品目一覧表（様式第9号）を提出し、必要があれば所管課と打ち合わせをすること。

11 費用負担

入札への参加及び契約に関する一切の費用は、申込者の負担とする。

12 補足

(1) 入札希望者は、高知市契約規則、物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得、賃貸借契約書等を了知した上で、入札するものとする。

(2) 入札希望者は、この本公告のほか、入札方法等について市長より指示事項があった場合は、これを遵守しなければならない。

13 問合せ先

高知市文化観光スポーツ部 スポーツ振興課

電話：088-823-2630 FAX：088-823-2631 電子メール：kc-102300@city.kochi.lg.jp